

施設基準等 / 診療報酬請求に関する掲示

2026.6.1

○一般名処方加算

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく、有効成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。令和6年10月より、医療上の必要性があると認められず、患者様のご希望で長期収載品を処方した場合は、選定療養費として、後発医薬品との差額の一部が自己負担となりました。

○夜間・早朝等加算

当院は、月火水木金土日曜日（祝日）10：00～14：00/15：00～19：00を診療時間と定めています。

厚生労働省の規定によって

- ・ 平日 18：00 以降に受付された方
- ・ 土曜日 12：00 以降に受付された方
- ・ 日曜・祝日は終日

上記の方は「夜間・早朝等加算」として初・再診料に 50 点を加算致します。（1 割負担の方は 50 円、3 割負担の方は 150 円）

○電子的診療情報連携体制加算

・オンライン請求の実施

当院ではオンライン請求を実施しています。

・オンライン資格確認体制

当院ではオンライン資格確認を行う体制を有しており、取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。

・診療明細書を無償にてお渡し

個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を、会計時に無償にてお渡ししています。

明細書の発行を希望されない方は、受付スタッフへその旨をお申し出くださいませ。

・マイナンバーカードの健康保険証利用について

院内掲示ポスターの設置やお声掛けをしています。

・電子処方箋、電子カルテ情報共有サービスについて

現在整備中です。

・掲示について

医療DX推進の体制に関する事項および質の高い医療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、当医療機関の見やすい場所およびホームページに掲載しています。

・令和8年6月1日より「電子的診療情報連携体制整備加算」を算定いたします。

【電子的診療情報連携体制整備加算 3】

初診時 4 点（月に 1 回）

【電子的診療情報連携体制整備加算】

再診時 2 点（月に 1 回）

○外来・在宅ベースアップ評価料

当院ではベースアップ評価料（Ⅰ）を算定し、その一部を患者様にご負担いただきます。

本評価料は医療従事者の処遇改善にその全額を充当することにより、物価高騰の中、医療従事者が安心して職務に従事することを目的としています。何卒ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

初診時：23 点

再診時等：6 点

○当院では下記の施設基準に係る届出を関東信越厚生局に行っております

- ・精神科ショート・ケア（大規模なもの）
- ・精神科デイ・ケア（大規模なもの）
- ・電子的診療情報連携体制加算 3
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）